

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について(通知)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条の3の2、第15条の3及び第9条の2の2の規定により、下記のとおり行政処分を行ったので通知します。

記

1 被処分者

住 所 千葉県千葉市若葉区小間子町1番地48
名 称 東部産業株式会社
代 表 者 代表取締役 平野正男

2 許可内容

- (1) 許可の種類 産業廃棄物収集運搬業
許可の番号 第01200033243号
許可年月日 平成28年2月19日
事業の区分 収集・運搬(積替・保管を除く。)
- (2) 許可の種類 産業廃棄物処分業
許可の番号 第01220033243号
許可年月日 平成23年6月20日
事業の区分 中間処理
- (3) 許可の種類 産業廃棄物処理施設設置
許可の番号 17-1-197
許可年月日 平成18年2月1日
施設の種類 木くず又はがれき類の破碎施設
- (4) 許可の種類 一般廃棄物処理施設設置
許可の番号 17-5
許可年月日 平成18年2月1日
施設の種類 ごみ処理施設(破碎・堆肥化施設)

3 処分年月日 平成28年7月28日

4 行政処分の内容

許可の取消し

5 行政処分の理由

東部産業株式会社は、同社の中間処理場において、一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けていた破碎施設を無許可で異なる破碎施設(以下「無許可破碎施

設」という。)に入れ替え、平成28年1月7日から同年2月10日までの間、無許可破砕施設によって一般廃棄物(植物廃材)及び産業廃棄物(木くず)を処分した。

この行為は、無許可の一般廃棄物処理施設の変更を禁止した法第9条第1項の規定に違反し、及び無許可の産業廃棄物処理施設の設置を禁止した法第15条第1項の規定に違反する。

この事実により同社は、法第14条の3の2第1項第5号、第15条の3第1項第2号及び第9条の2の2第1項第2号に該当した。

【担当】

千葉県環境生活部廃棄物指導課

監視指導室 木内

TEL 043-223-2683